いしかわ学校版環境ＩＳＯ認定制度実施要領

（目　的）

第１　この要領は、「いしかわ学校版環境ＩＳＯ（学校における環境保全活動指針）」

に基づき環境行動計画を作成し、児童及び生徒並びに教職員が共に役割を分担し

て積極的に環境保全活動に取り組んでいる県内の学校を認定するために必要な事

項を定める。

（定　義）  
第２　この要領において「学校」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

及び特別支援学校をいう。

（申　請）  
第３　認定を受けようとする学校は、認定申込書（様式第１号）に作成した環境行

動計画書を添付し、知事に提出する。ただし、市町立学校にあっては、市町環境

担当課を経由するものとする。

~~２　申請受付期限は、原則として、認定を受けようとする年度の５月３１日までと~~

~~する。~~

（審　査）  
第４　知事は、第３に規定する申込書を受理したときは、次の項目について書類審

査を行い、必要に応じて現場確認を行う。

（１）環境負荷等の現状把握に関すること

（２）環境負荷の削減目標の設定に関すること

（３）目標達成に向けた、環境保全に関する具体的な活動内容に関すること

（４）実施体制に関すること

（認　定）  
第５　知事は、第４の審査で適合と判定された学校に対して、いしかわ学校版環境

ＩＳＯの認定証（様式第２号）を交付する。

２　前項の規定により交付される認定証の有効期間は、認定を受けた日から３年経

過後の最初の年度末とする。

（認定の更新）  
第６　認定を受けた学校は、有効期間の満了する日までに認定の更新をすることが

できる。

２　前項の更新に係る手続きは、第３から第５に準ずるものとする。ただし、当該

手続きにより交付される認定証の有効期間は、認定を受けた日から５年間とする。

（その他）

第７　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が

別に定める。

　附　則

　この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則  
　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則  
１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２３年４月１日までに認定及び認定の更新をした学校については、次回の

更新時に交付される認定証の有効期間を、認定を受けた日から５年経過後の最初

の年度末とし、第６の２に規定する有効期間の適用は、その次の更新からとする。

附　則  
　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。